

# 吹田市市民活動災害保障制度保険契約仕様書

## 1 主旨

この制度は、市民団体が行う計画的かつ継続的又は臨時的な公益性のある市民活動中に生じた事故について補償することにより、市民活動の円滑な運営を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

## 2 名称 吹田市市民活動災害保障制度

## 3 定義

上記制度において、以下に掲げる用語の意味は次に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者または通勤、通学する者をいう。
- (2) 市民活動 市民活動団体が行う計画的かつ継続的又は臨時的な公益性のある活動で、無報酬(実費弁償を除く。以下同じ。)で自発的に行う社会貢献活動をいう。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする活動を除く。
- (3) 市民活動団体 主たる活動拠点を市内に有し、かつ5人以上の市民で組織された市民活動を行う団体をいう。ただし事業所などで組織された企業ボランティアを除く。
- (4) 活動者 市民活動団体の代表者、役員のほか団体に所属して活動する者をいう。
- (5) 指導者 市民活動の運営に関し企画、実施、指導などを行う者又はこれに準ずる者をいう。
- (6) 参加者 市民活動に参加する市民(活動者及び指導者を除く。)をいう。また、市民活動に参加する高齢者、障害者の介助者、参加者に連れ添う乳幼児も参加者とみなす。また、単に市民活動を見物する者、特定のサービスを受ける者(保育サービス、配食・入浴サービスを受ける者など)は除くが、地区住民で構成される団体が行う地区市民体育祭、夏まつり、盆おどりに集まった当該地区住民は参加者とする。

## 4 補償の対象

### (1) 損害賠償責任事故

市民活動団体の活動者、指導者が市民活動中に参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、補償の範囲は次のとおりとする。

- ア 被害者に対する損害賠償金、治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害費、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料等
- イ 保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停費用
- ウ 損害の防止又は軽減のため有益な応急又は緊急の措置に要する費用

### (2) 傷害事故

市民活動団体の活動者、指導者、参加者が市民活動中に発生した急激かつ偶発な事故により死亡し、又は負傷した事故。

## 5 補償の対象となる活動

市民活動団体が行う活動(当該活動に伴う移動、往復経路を含む。)で、主な用件は次のとおりとする。

- (1) 公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動であること。

- (2) 公益性のある活動であること。
- (3) 無報酬(実費弁償を除く。)の活動であること。
- (4) 日本国内における宿泊を伴わない活動であること。
- (5) 自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと。

## 6 活動の適用除外

- (1) 学校管理下における活動
- (2) 継続的に文化・スポーツ活動を行う団体の文化・スポーツ活動に参加する受講者、競技者
- (3) スキューバダイビング、登山など危険度の高い活動
- (4) 医師、理学療法士、弁護士などの専門的資格においてのみ行うことのできる活動

## 7 市が主催する事業の特例

市が主催又は共催で行う事業のうち、市民活動に類するもので、指導者及び参加者が無報酬で参画する事業についてはこの保障制度を適用し、次の者も補償の対象者として取り扱う。

- (1) 事前に把握した市外に居住する参加者
- (2) 事業に必要な保育サービスを行う場合の保育される幼児、児童
- (3) 文化・スポーツ活動に参加する受講者、競技者

## 8 保険の契約締結

市は予算の定める範囲において、市が指定する保険会社と保険契約を締結するものとする。

## 9 保険期間

保険契約の期間は、令和8年5月1日午後4時から令和9年5月1日午後4時までとする。

## 10 補償内容

### (1) 損害賠償責任事故

免責額を1,000円とし、次に定める金額を限度とする。

ア 他人の身体に損害を与えたとき

1名につき3,000万円。ただし、1事故につき3億円とする。

イ 他人の財物に損害を与えたとき

1事故につき500万円とする。

ウ 他人からの預かり品又は管理責任を負うものに損害を与えたとき

1事故につき100万円とする。

### (2) 傷害事故

傷害事故に対する補償金は、医師の治療を受けた場合において、入院又は通院の初日から実治療日数に対し補償金を支払う。

ア 事故の日から180日以内に死亡したとき1名につき200万円

ただし、後遺障害に対する保険金を支払った後であるときは、その金額を控除した額を支払うものとする。

イ 事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき

傷害の程度に応じ、1名につき6万円から200万円を支払うものとする。

ウ 入院による治療を受けたとき

事故の日から180日を限度として、1名1日につき1,500円を支払うものとする。

エ 通院による治療を受けたとき

事故の日から180日以内に90日を限度として、1名1日につき1,000円を支払うものとする。

11 事故の認定

事故の認定は市と保険会社が協議の上保険会社が行う。

12 市民活動範囲の協議

市は市民活動の範囲について疑義が生じたときは、保険会社と協議し決定するものとする。

13 保険料について

保険料は、次のいずれかを基に算定する。

・住民基本台帳法に記載されている者の総数

(令和8年2月末現在) 385,857人

・市の事業数及び参加見込み数(令和8年3月16日現在) 157事業及び687,100人以上

・市民活動災害保障制度登録団体数及び人数

(令和8年3月16日現在) 263団体以上 417,823人以上

14 確定精算について

基本的に確定精算は行わないものとする。ただし、約款上必要な場合は確定精算を行うが、その場合も1割以内の変動は精算を行わないものとする。

15 法令等を遵守した保険構成であること。

16 契約者が代理店の場合は、保険会社による代理店証明書を契約前に提出すること。

【参考】

事故件数及び保険金支払い状況(令和8年3月16日現在)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
事故発生件数	141件 (内、損害賠償0件)	116件 (内、損害賠償1件)
支払い済み件数	105件 (内、損害賠償0件)	19件 (内、損害賠償0件)
支払金額	1,478,500円 (内、損害賠償0円)	229,000円 (内、損害賠償0円)

## 事務処理について

- ① **担当室課**は、所管する市民活動団体から提出された吹田市市民活動災害保障制度事故報告書(「事故報告書」という。)の受付をする。  
\* 市主催事業の中で発生した事故については、事業の担当室課長名で事故報告書を作成する。
- ② 市民活動団体から提出された事故報告書を**担当室課**で報告内容を確認し、決裁後、市民自治推進室へ合議。(事故受付番号を付し返送。)
- ③ 市民自治推進室は事故報告書(写し)を保険会社に提出する。
- ④ 保険会社は、補償対象者等に対して補償金の請求に必要な書類を送付する。
- ⑤ 補償対象者等は送付された請求書を記載の上、保険会社に送付する。  
なお、補償対象者等が後遺障害を請求する場合は、後遺障害診断書もあわせて保険会社に送付する。
- ⑥ 保険会社は、補償金の請求書類を受理した場合は、30日以内に支払い通知書を送付するとともに、補償対象者等の指定した口座に保険金を支払うこととする。
- ⑦ 補償対象者等に補償金の支払いをした場合は、支払い通知書(写し)を市民自治推進室に送付する。

# 事務フロー図

